

## 建設工事及び建設コンサルタント等の業務委託に係る契約保証の取扱い

平成 27 年 7 月 21 日決定

平成 27 年 9 月 1 日施行

令和 8 年 4 月 1 日改正

### 1. 契約の保証

- (1) 建設工事及び建設コンサルタント等の業務委託の契約の保証については、「金銭保証」を原則とし、受注者（随意契約の決定業者を含む。以下同じ。）に対して契約金額の 10 分の 1 以上の金額を保証する次のいずれかの契約の保証を求める。ただし、「当初設計金額が 200 万円超 1,000 万円未満の建設工事の契約」及び「100 万円超の建設コンサルタント等の業務委託の契約」においては、受注者が過去 2 年間に国又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を 2 回以上にわたって誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、当該契約を確実に履行すると認められるときは、契約保証金の納付を免除することができる。

（千曲市財務規則第 124 条第 3 項第 3 号を適用、定義については別紙参照）

ア 契約保証金の納付

イ 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

ウ 契約による債務の不履行により生じる損害金の支払いを保証する銀行、市長が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。）の保証

エ 契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

オ 契約による債務の不履行により生じる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

### 2. 契約締結時における取扱い

- (1) 契約保証金納付の場合

ア 市長は、受注者から契約保証金納付の申し出があったときは、納入通知書を作成し、受注者に送付する。

イ 受注者は、送付された納入通知書により契約保証金の払い込みをする。

ウ 受注者は、当該契約保証金の領収書の写しとともに契約書等を市長に提出する。

エ 市長は、受注者に保証書（金）預書（様式 117 号）及び保証書（金）返還請求書（様式 116 号）の用紙を交付する。

- (2) 金融機関等の保証（1. 契約の保証（1）イからオの保証。以下同じ）の場合

受注者は、金融機関等の保証を選択したときは、保証証書等とともに契約書等を市長に提出する。

ア 保証証書等の取扱い

保証証書等は市長が保管し、受注者には保証書（金）預書（様式 117 号）、保証書（金）返還請求書（様式 116 号）の様式を交付する。

### 3. 契約金額の増額及び減額変更に伴う取扱い

#### (1) 契約保証金額の変更（全種類共通）の取扱い

ア 契約金額が増額変更される場合において、増額後の契約金額から<sup>\*1</sup>納付相応契約金額を減じた金額が、納付相応契約金額の10分の3以内であるときは、契約保証金額の増額変更は行わない。

イ 契約金額の増額分が納付相応契約金額の10分の3を超えるとときは、契約保証金額が増額後の契約金額の10分の1以上になるように増額変更する。

ウ 契約金額が減額変更される場合において、受注者から契約保証金額を変更後の契約金額の10分の1以上の保証金額が保たれる範囲で減額の申出があった場合は、減額変更する。

#### (2) 契約保証金の取扱い

ア 契約保証金額の増額変更を行うときは、その増額分について、「2. 契約締結時における取扱い」中「契約書」とあるのは「変更契約書」と読み替える。

イ 契約保証金額の減額変更の手続きは次に掲げるとおりとする。

(イ) 受注者は、契約保証金額の減額変更を希望するときは、市長に変更契約書とともに保証書（金）還付請求書（様式116号）を提出する。

(イ) 市長は、提出された保証書（金）還付請求書により速やかに還付手続きを行う。

#### (3) 金融機関等の保証の保証証書等の取扱い

保証金額の増額又は減額の変更を行うときは、受注者は、保証金額を変更後の契約保証金の金額に増額又は減額変更することを証する保証証書等を市長に提出する。

### 4. 工期延長の場合の取扱い

#### (1) 保証期間の延長

工期の延長を行う場合、保証期間が変更後の工期を含まないときは、保証期間を変更後の工期を含むように変更する。

#### (2) 金融機関等の保証の取扱い

市長は、金融機関等で保証された契約の工期を延長する場合は、受注者に対して、保証期間を変更後の工期を含んだことを証する保証証書等の提出を求める。ただし、東日本建設保証株式会社の保証については、保証期間が工期変更に対応した期間に自動的に変更されることから、保証期間の変更を証する保証証書の提出は不要とする。

### 5. 工期短縮の場合の取扱い

#### (1) 保証期間の短縮

工期の短縮を行う場合において、受注者から保証期間を変更後の工期を含む範囲で短縮して欲しい旨の申出があった場合は、保証期間を変更後の工期を含む範囲で短縮する。

#### (2) 金融機関等の保証の取扱い

市長は、保証期間の短縮を行う時は、受注者に対して、保証期間を変更後の工期を含む範囲で短縮変更したことを証する保証証書等の提出を求める。ただし、東日本建設保証株式会社の保証については、保証期間が工期変更に対応した期間に自動的に変更さ

れることから、保証期間の変更を証する保証証書等の提出は不要とする。

## 6. 工事完成時における取扱い

### (1) 契約保証金の還付

ア 受注者は、工事又委託業務が終了し検査に合格したとき、保証書（金）還付請求書（様式 116 号）を市長に提出する。

イ 市長は提出された請求書により速やかに保証金の還付処理を行う。

### (2) 金融機関等の保証の保証証書等の返却

受注者は、工事又は委託業務が終了し検査に合格したときは、保証書（金）預書（様式 117 号）と保証書（金）返還請求書（様式 116 号）を市長に提出し保証証書等と引き換える。

※1 納付済の契約保証金に対応した契約金額

## 建設工事等の契約保証免除に係る

## 千曲市財務規則第124条第3項第3号の用語定義

## &lt;千曲市財務規則第124条第3項第3号&gt;

契約者が<sup>(1)</sup>過去2年間に<sup>(2)</sup>国又は地方公共団体と<sup>(3)</sup>種類及び<sup>(4)</sup>規模を同じくする契約を2回以上にわたって<sup>(5)</sup>誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、当該契約を確実に履行すると認められるとき。

## (1) 「過去2年間」

契約締結時点を起点として過去2か年とします。なお、変更契約における「過去2年間」の起点は、変更契約時点、当初契約締結時点どちらでもよいこととする。

## (2) 「国又は地方公共団体」

国・地方公共団体の公社・公団・独立行政法人及び地方独立行政法人等は含まれない。

## (3) 「種類」を同じくする契約

「種類」は3種類とし、契約する案件の種類と同一種類の契約を「種類を同じくする契約」とする。

- ① 建設工事（工種・業種を問わない。但し、建築一式工事を除く。）
- ② 建築一式工事（構造・業種を問わない。）
- ③ 建設コンサルタント等の業務（測量（用地測量含む）、調査、設計及び工事監理等）

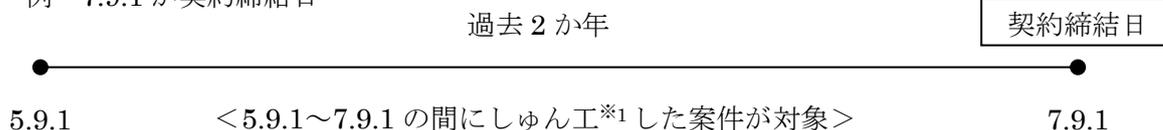
## (4) 「規模」を同じくする契約

契約金額（変更契約の場合は変更後の契約総額）の70%以上の額を「規模を同じくする契約」とする。

## (5) 「誠実に履行した実績」

契約締結時点を起点として過去2か年以内にしゅん工した案件を対象とする。

例 7.9.1 が契約締結日



※1 契約締結日、着手日ではないので注意

## 履行実績の確認方法

1. 千曲市との契約に係る案件を実績とする場合は市で作成している契約一覧等で確認する。（市職員で確認）
2. 千曲市以外の契約に係る案件を実績とする場合は『過去の実績に関する申出書』の提出を受注者に求め確認する。

千曲市財務規則第124条第3項による保証金免除の具体例

(納付＝現金納付又は担保の提供)

(例1)

契約区分	契約額 (千円) (契約金総額)	増加額 (千円)	増加累計額 (千円)	対当初 増額率	対納付済 増加率	契約保証金		
						納付・免除	納付額 (千円)	納付累計 (千円)
当初契約	8,000					免除		
変更(1)	8,300	300	300	3.75%		免除		
変更(2)	9,000	700	1,000	12.50%		免除		
変更(3)	10,500	1,500	2,500	31.25%	—	納付 (免除不可)	1,050	1,050
変更(4)	12,500	2,000	4,500	56.25%	19.05%	免除可能		

- 当初契約 設計金額が10,000千円未満で、過去2年間に市、国又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を2回以上締結し誠実に履行した実績があるため免除とした。
- 変更(1) 変更後の契約額が10,000千円未満、かつ、過去2年間実績があるので免除とした。
- 変更(2) 変更後の契約額が10,000千円未満、かつ、過去2年間実績があるので免除とした。
- 変更(3) 増額分(2,500千円)は当初契約額の10分の3を超え、かつ、契約額が10,000千円を超えるため免除できない。増額後の契約額(10,500千円)の1割以上となるよう納付(1,050千円)した。
- 変更(4) 増額変更後の契約額から納付相応契約金額(10,500千円)を減じた(2,000千円)は、納付相応契約金額の10分の3以下(19.05%)であるので免除(200千円)できる。

(例2)

契約区分	契約額 (千円) (契約金総額)	増加額 (千円)	増加累計額 (千円)	対当初 増額率	対納付済 増加率	契約保証金		
						納付・免除	納付額 (千円)	納付累計 (千円)
当初契約	30,000				—	納付 (免除不可)	3,000	3,000
変更(1)	40,500	10,500	10,500	35.00%	—	納付 (免除不可)	1,050	4,050
変更(2)	50,500	10,000	20,500	68.33%	24.69%	免除		
変更(3)	55,000	4,500	25,000	83.33%	35.80%	納付 (免除不可)	1,450	5,500
変更(4)	56,000	1,000	26,000	86.67%	1.82%	免除可能		

- 当初契約 設計金額が10,000千円以上のため納付(3,000千円)した。
- 変更(1) 増額分(10,500千円)は当初契約額(30,000千円)の10分の3を超えるため免除できないので納付(1,050千円)した。
- 変更(2) 増額変更後の契約額から納付相応契約金額(40,500千円)を減じた金額(10,000千円)は、納付相応契約金額の10分の3以下(24.69%)であるので免除(1,000千円)した。
- 変更(3) 増額変更後の契約額から納付相応契約金額(40,500千円)を減じた金額(14,500千円)は、納付相応契約金額の10分の3を超える(35.80%)ので免除できない。増額変更後の契約額(55,000千円)の1割以上となるよう追加納付(1,450千円)した。
- 変更(4) 増額変更後の契約額から納付相応契約金額(55,000千円)を減じた金額(1,000千円)は、納付相応契約金額の10分の3以下(1.82%)であるので免除(100千円)できる。

(別紙様式)

過去の実績に関する申出書

令和 年 月 日

千曲市長 様

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

建設工事等又は建設コンサルタント業務委託の契約について、千曲市財務規則第 124 条第 3 項第 3 号に規定する過去の履行実績について申し出ます。

記

1 免除を受ける工事(業務)名

該当工事(業務)名	
-----------	--

2 契約金額(変更後の契約金総額)

契約金額(変更後の契約金総額)	円
-----------------	---

3 免除を受ける契約保証金額

免除を受けたい契約保証金の金額 (前記の契約金額(変更後の契約金総額)の 100 分の 10(円未満端数 切上げ)以上の金額から納付済の契約保証金額を減じた額)	円
--	---

4 過去の履行実績

過去 2 年間に、国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を、以下のとおり 2 回以上にわたって締結し誠実に履行した実績を有している。

契約の相手方	工事(業務)名	契約金額(円)	しゅん工(完了)年月日 【履行期間】	コリス・テリス 登録番号等
			令和 年 月 日 〔 R . . ~ R . . 〕	
			令和 年 月 日 〔 R . . ~ R . . 〕	

注 1 記載できる履行実績は、上記 2 の契約金額(変更後の契約金総額)の 70%以上の額の契約に係る履行実績となります。

注 2 履行の実績として、公団・公社等との契約に係るものは対象となりませんので、ご注意ください。

注 3 コリス(テリス)登録されている工事(業務)の場合は、対象工事(業務)の登録番号を備考欄に記載してください。

**※ 添付書類** コリス(テリス)登録されていない工事(業務)の場合は、国又は地方公共団体との契約に係る「しゅん工(完了)検査結果通知書」の写し又はこれと同等の書類の写し(契約書の写しを含む。)を添付してください。

実績申出者の連絡先	部署 氏名	電話 FAX
-----------	----------	-----------